

㈱スパット北上まるっとセンターいなせ 産業廃棄物処理受入基準

2020年5月1日改定

種類	廃棄物の種類	処分許可のありか	具体例	受入基準	処理料金(円/kg)		備考	
					消費税別途	単価		
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	×	石炭から、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	—	—	—		
	(2) 汚泥	×	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビッド汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等	—	—	—		
	(3) 廃油	×	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールビッチ等	—	—	—		
	(4) 廃酸	×	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類等すべての酸性廃液	—	—	—		
	(5) 廃アルカリ	×	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液	—	—	—		
	(6) 廃プラスチック類	○	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物	軟質 (ブルーシート、土木シート等で塩ビ製品は含まず)	A 破砕	80	破砕料を頂く場合があります。	
				硬質(塩ビパイプ、浴槽等)	B 埋立	80		
				発泡質(スタイロホーム、発泡スチロール等)	C 減容	140	破砕料を頂く場合があります。	
				発泡ウレタン等の減容できないもの	D 埋立	200		
				ガラスくず、陶磁器くず飛散しないがれき類が付着し分別困難な廃プラ類	E 埋立	80		
石綿含有廃棄物(非飛散性)				F 埋立	80			
(7) ゴムくず	○	生ゴム、天然ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	埋立	55			
(8) 金属くず	○	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	埋立	55			
(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	○	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等	ガラスくず(不純物が付着していない単品)	破砕	50	廃石膏ボードは受入できません。		
			コンクリートくず、陶磁器くず(便器、タイル等)	破砕	50			
			強化ガラス、金属入ガラス等の分別困難なもの	埋立	65			
			グラスウール(断熱材)、ガラス繊維	埋立	200	紙くず、木くずが付着しているものは受入できません。		
(10) 鉱さい	×	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉扱かす等	—	—	—			
(11) がれき類	○	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	アスファルト 廃材	切削材	破砕	1.0	搬入前に廃棄物の事前確認が必要です	
			コンクリート 廃材	舗装版	破砕	1.8		
				カラー舗装	破砕	5		
				無筋	破砕	1.8		
			有筋	破砕	2.4	一次破砕が必要な場合(直径80cm以上)は2.6円/kgとなります。		
			二次製品	破砕	2.6			
			がれき類、モルタル等	破砕	50			
安定型廃棄物に限る	埋立	80						
石綿含有廃棄物(非飛散性)	埋立	80						
ロックウール	埋立	200						
(12) ばいじん	×	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	—	—	—			
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	×	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	—	—	—		
	(14) 木くず	○	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品買貨業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等	その他の木くずと混合していないこと		破砕	15	一般廃棄物も許可あり 受け入れ可能 産廃同様の基準
				乾燥済み加工木材(解体材含む)		破砕	18	
				伐採木	枝葉	破砕	21	
					幹	破砕	30	
	(15) 繊維くず	○	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	廃置に限る	破砕	140		
	(16) 動植物性残さ	×	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあらゆる固形状の不要物	—	—	—		
	(17) 動物系固形不要物	×	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	—	—	—		
	(18) 動物のふん尿	×	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	—	—	—		
	(19) 動物の死体	×	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体	—	—	—		
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)	×		—	—	—			

本社 〒024-0004 北上市村崎野14地割63番地3
まるっとセンターいなせ 〒024-0041 北上市稲瀬町上台648番地

TEL0197-62-3636 FAX0197-62-3637
TEL0197-63-3576 FAX0197-63-4307

E-mail:sk-honbu.4810@spat-k.net